

令和元年高齢者交通安全推進月間実施要綱

令和元年 8 月 5 日
福井県交通対策協議会

第 1 目的

高齢者が安全で安心して道路を利用できる交通社会を実現するため、県民総ぐるみで交通安全対策を推進し、高齢者の交通事故防止を図ることを目的とする。

第 2 期間

令和元年 9 月 1 日（日）から 9 月 30 日（月）までの 1 か月間

第 3 主唱

福井県交通対策協議会

第 4 実施機関・団体

福井県、福井県警察、福井県教育委員会、市町および福井県交通対策協議会の構成機関・団体

第 5 統一行動日

令和元年 9 月 2 日（月）

実施機関・団体が、街頭、地域、職場、学校等において、一斉に交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日とする。

第 6 推進方法

- 1 実施機関・団体は、本月間の趣旨等について組織に浸透を図るとともに、具体的な実施計画を策定し、これに基づき早期に推進体制を確立するものとする。
- 2 実施機関・団体は、本月間が真に県民総参加による取組みとして成果があがるように創意工夫を凝らし、高齢者の交通事故防止を目的とした交通安全教育、街頭指導等の交通安全活動を積極的に実施するほか、あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を展開し、県民の交通安全意識の高揚を図るものとする。

第 7 月間の重点と取組み

◎ 重点 1 高齢者自身の交通安全意識の高揚

【高齢運転者】

- 交通安全講習や運転適性検査を積極的に受け、加齢等に伴う身体機能・運転技能の低下を認識し、その能力に応じた運転に心掛ける。
- 70 歳以上の運転者は、高齢運転者標識の表示に努める。
- 身体機能の低下等により運転に不安のある高齢運転者等に対する運転適性相談窓口の周知および利用を促進する。

- 認知症等により安全運転が困難となった場合は、運転免許証の自主返納について検討する。
- 自動ブレーキおよびペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の利用を検討する。
- 運転免許証の自主返納に踏み切れない高齢運転者に、自らが運転時間帯や場所等を限定して、安全運転を続ける取組みを促進する。

【高齢歩行者等】

- 高齢歩行者や自転車利用者は、参加・体験・実践型の交通安全教室に積極的に参加し、交通ルール・マナーを十分理解する。
- 自己の運動能力等を的確に認識し、横断歩道など安全な場所での横断や左右の安全確認等の安全行動を実践する。
- 自転車利用時には、ヘルメットを着用する。

【家庭・地域・職場】

- 加齢等に伴う身体機能・運転技能の低下や体調等を見極め、危険性が認められる場合は高齢者に運転を控えるようアドバイスを行う。
- 高齢者が車で出かける時は、高齢運転者標識を表示するよう「声かけ」を行うとともに、認知症の兆候や身体機能の低下等により運転に不安のある場合は、運転免許証の自主返納について家族で話し合う。

◎ 重点2 高齢歩行者等に対する保護・誘導活動および思いやり運転の励行

【運転者】

- 高齢歩行者、高齢自転車利用者および高齢運転者標識を表示した車を見かけた時は、減速、徐行、一時停止するなど、高齢者に配慮した思いやりのある運転を心掛ける。

【家庭・地域・職場】

- 高齢者の交通安全について家庭等で話し合い、高齢者が外出する際には、交通ルールの遵守、反射材用品等の活用についての「声かけ」を励行するなど、高齢者に対する保護意識の醸成に努める。
- 高齢歩行者等に対する交差点等における保護・誘導活動を推進する。
- 地域や職場における交通安全講習会の開催や生活エリア等の交通安全総点検の実施を通じ、高齢者に対する保護意識の高揚に努める。

◎ 重点3 反射材用品等の活用・早めのライト点灯等、 夕暮れや夜間における事故防止

【運転者】

- 高齢歩行者等が確認しやすいよう夕暮れ時には自動車の前照灯を早めに点灯する。
- 対向車がある場合や前車の直後を走行する場合を除き、夜間ハイビームでの走行を実践し、高齢歩行者等の早期発見に努める。

【高齢歩行者等】

- 夕暮れ時や夜間の外出はなるべく控えるように努め、急用等で外出する時は、明るい服装や反射材用品を着用する等、運転者が確認しやすいよう配慮する。

【家庭・地域・職場】

- 夕暮れ時や夜間の外出はなるべく控えるよう、また、急用等で外出する高齢者には、明るい服装と反射材用品の活用等についての「声かけ」を行う。